

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年9月19日)

- 「鳥取県地域安全フォーラム2012」の開催について 1
(生活安全部生活安全企画課)
- 平成24年秋の全国交通安全運動の実施について 2
(交通部交通企画課)
- 東日本大震災を踏まえた県警察の災害対策について 3
(警備部警備第二課)

警 察 本 部

「鳥取県地域安全フォーラム2012」の開催について

平成24年9月19日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)

1 開催目的

10月11日(木)から20日(土)までの間に実施される「全国地域安全運動」の一環として、県民の自主防犯意識の高揚と「犯罪のないまちづくり」の推進を目的に、「鳥取県地域安全フォーラム2012」を開催する。

2 開催日時・場所

- 10月12日(金)午後1時30分から午後4時30分までの間
- 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584
ハワイアロハホール

3 参加予定者

約400人

4 主催・共催

- 主催：公益社団法人 鳥取県防犯連合会
- 共催：鳥取県警察・鳥取県

5 開催内容

- (1) 鳥取県警察音楽隊演奏
- (2) あいさつ
- (3) 表彰

防犯功労者及び防犯功労団体等を表彰する。

- (4) 講演

【講師】

危機管理教育研究所代表
危機管理アドバイザー 国崎信江 氏

【演題】

「地域の子どもを犯罪から守るために」

- (5) 地域安全活動実践報告

防犯ボランティア団体

「東西町地域振興協議会」(南部町)

- (6) 「犯罪の起きにくい社会づくり」宣言

鳥取県防犯パトロール隊「チャンス」(大学生ボランティア)

6 展示(フリースペース)

自主防犯の促進を図るため、犯罪被害防止グッズ等を展示する。



昨年の開催状況



国崎信江氏



東西町地域振興協議会

平成24年秋の全国交通安全運動の実施について

平成24年9月19日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 実施期間

平成24年9月21日(金)から30日(日)までの10日間
(前年の実施期間は、平成23年9月21日(水)から30日(金)までの10日間)

2 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

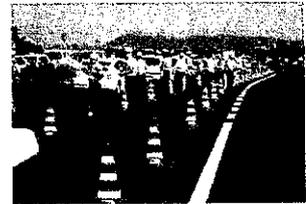
3 期間中の主な取組

県警が、交通安全協会等の関係機関・団体と共同で、以下の取組を行う。

(1) 交通安全街頭広報活動の実施

幹線道路において、交通対策協議会、交通安全協会等と共同で、通行するドライバー・同乗者に対し、交通安全啓発物品等を配布して安全運転等呼び掛ける。

平成23年の活動状況



(2) 自転車マナーアップ広報

自転車利用者に対し、交通安全啓発物品を配布するとともに、自転車に反射材を取り付け、自転車の交通ルール遵守等呼び掛ける。



(3) 高齢者宅訪問活動

高齢者宅を訪問し、短時間交通安全講習を実施するほか、高齢者が使用する靴及び杖等に反射材を貼付して交通事故防止を呼び掛ける。



(4) シートベルトとチャイルドシート着用広報

幹線道路を通行するドライバーに対し、全ての座席のシートベルト着用を呼び掛けるほか、保育所、幼稚園、ショッピングセンター等で保護者に対し、正しいチャイルドシート使用を呼び掛ける。



(5) 飲酒運転根絶広報

飲食店等を訪問し、酒類提供者、来店者に対して飲酒運転根絶とハンドルキーパー運動の促進等を呼び掛ける。

(参考) 上記取組による警察官及び関係機関・団体の出動人員は以下のとおり予定している。

出動人員 (人/1日平均)	警察官	関係機関・団体	合計
	266	2,344	2,610

東日本大震災を踏まえた県警察の災害対策について

平成24年9月19日

警察本部

(警備部警備第二課)

1 東日本大震災に伴う警察活動

本県警察は、発生以降、被災3県（宮城県、福島県、岩手県）に広域緊急援助隊、警備部隊、交通部隊、刑事部隊等の各種部隊を派遣したほか、本年2月から警察官3人を福島県警察に長期出向させている。

2 災害対策の見直し・推進状況

東日本大震災の反省教訓を踏まえ、本県警察として、以下のとおり災害対策の強化を図っている。

(1) 体制の確立

災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築を図るため、震災直後から検討を開始し、警察本部に本部長を長とする「鳥取県警察災害対策検討委員会」を設置するなどして、地震対策、津波対策等の見直し作業を進めている。

(2) 災害関係規定の見直し等

「鳥取県警察災害警備計画」を全面改正するとともに「鳥取県警察大規模災害対応業務継続計画」(BCP)を新たに策定した。(H24.7.1施行)

(3) 装備資機材等の整備

平成23年度9月補正予算等により、自治体、消防等と相互に通話できる防災相互波無線機、衛星携帯電話、津波対策等のための救命ボート等の各種装備資機材を県費あるいは国費で整備し、警察署等に配備した。

(4) 教養・訓練

- 各署の担当者に対する専門教養(災害警備専科)を開始したほか、警察本部及び境港・米子両署の担当者を原子力防災講習に参加させる等、人材の育成に努めている。
- 警察本部非常招集訓練(H24.4.28)、島根原発に係る両県警察初動対応訓練(H24.7.12)等を企画・実施し、警察署も自治体等との津波避難訓練等各種訓練を反復実施している。

3 今後の課題

(1) 島根原発に係る原子力災害対策

本県が新たにUPZ（緊急時防護措置を準備する区域、30km圏内）に含まれる見込みであるため、島根県原子力防災連絡会議及び鳥取県原子力安全対策PTへの参画等により、関係機関との情報共有を図り、島根原発に係る原子力災害警備計画の策定作業、放射線防護資機材の整備等を推進する。

(2) 津波災害対策

県が公表した津波被害想定を基に、警察は各自治体における避難計画作り、避難訓練等に積極的に参加・関与し、訓練等を通じた対策の検証等により津波対策の充実を図る。

(3) 災害対策用システム・資機材の充実強化

東日本大震災規模の大規模複合災害への備えを見据え、災害対策用システム・資機材等の充実強化を図るため、職員の安否確認・招集システム、地図情報システム、小型重機、検視用資機材、非常用備蓄物資等の整備を図る。